

令和7年第1回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和7年1月22日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算(第6号)の議決について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 財産の取得について(追認)
(町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 財産の取得について
(町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	益子純恵	8番	小川正典
9番	鈴木繁	11番	川上要一
12番	小川洋一	13番	益子明美

欠席議員(1名)

10番 大金市美

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤昌代
総務課長	笠井真一	企画財政課長	谷田克彦

税務課長	田角章	住民課長	金子洋子
生活環境課長	杉本篤	健康福祉課長	益子利枝
子育て支援課長	藤浪京子	建設課長	田邊康行
産業振興課長	熊田則昭	上下水道課長	加藤博行
農業委員会 事務局長	星善浩	学校教育課長	加藤啓子
生涯学習課長	星学		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	横山和則	書記	仲野谷智子
書記	奈良大輔		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が10番、大田市美議員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回那珂川町議会臨時会を開きます。

◎開議の宣告

○議長（益子明美） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子明美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、神場圭司議員及び2番、矢後紀夫議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子明美） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第3、議案第1号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）

の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和7年第1回那珂川町議会臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨日は、トランプ大統領が就任され、アメリカの黄金時代を築くと述べられ、これから世界の政治経済の動きの変化を注視する必要があると考えられます。

また、本日でございますが、元大リーガーのイチロー氏が、日本人初のアメリカ野球殿堂入りが決定されたとの報道がございました。日本国民として、お喜びを申し上げたいと思います。

さて、去年は、元日から能登半島地震による甚大な災害に見舞われ、今年においても、1月13日に宮崎県において、最大震度5弱という大きな地震が発生しております。全国的に見ても頻繁に地震が発生している昨今、災害はいつどこで発生するか分かりません。これらの出来事を人ごととせず、私たち自身の教訓として捉える必要があります。

日頃からの防災意識と共助の心が、地震などの災害時には私たちを守る大きな力になります。一人ひとりが日常から防災対策に取り組み、地域のつながりを深めておくことで、困難な状況でも支え合える体制が整います。

町においても、災害に備えた町全体の防災力向上に努めてまいります。災害時には住民一人ひとりの協力が欠かせませんので、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指し、皆様のご協力について改めてお願いを申し上げます。

今回の臨時会は、補正予算及び財産の取得についての3議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました、議案第1号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算(第6号)の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、昨年12月に成立した国の令和6年度補正予算において措置された重点支援地方交付金のうち、低所得世帯向け給付金に係る事業費について計上するものであります。その補正額は5,800万円であり、補正後の予算総額は95億7,100万円となりました。これに要する財源は、国庫支出金のほか、繰越金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(益子明美) 企画財政課長。

○企画財政課長(谷田克彦) 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費であります。3款1項社会福祉費、低所得者世帯支援給付金事業費5,800万円について、給付金の申請期限を令和7年7月31日とすることから、本年度内に事業を完了させられないため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表債務負担行為補正は、中学校体育館空調設備リースに係る費用について、債務負担行為を追加するもので、期間は令和7年度から令和12年度まで、限度額は8,400万円であります。

続いて、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

8ページをご覧ください。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は5,790万円の増で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援給付金事業費に係るもの。20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は10万円の増で前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は5,800万円の増で、低所得世帯支援給付

金事業費は、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するほか、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合に、子ども1人当たり2万円を加算して給付する事業で、職員手当等は時間外勤務手当、需用費、役務費は確認書の発送経費及び口座振込手数料など、委託料はシステム改修費など、負担金補助及び交付金は1,800世帯に対する給付金であります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、議案第2号 財産の取得について（追認）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました、議案第2号 財産の取得について（追認）の提案理由の説明を申し上げます。

本件は、LED防犯灯1,344基ほか、15件の財産の取得の追認であります。

リース契約のうち、契約期間終了後、無償譲渡により取得したまたは取得予定である財産について、地方自治法第96条第1項第8号及び、那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得について議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、財産の取得について（追認）一覧をご覧ください。

今回議決をお願いする16件の財産についてご説明いたします。

取得財産、取得価格、取得日のみ申し上げます。

1、取得財産は、LED防犯灯1,344基です。取得価格は2,508万1,589円、取得日は令和5年11月1日であります。

2、取得財産は、庁舎構内電話機91台及び附帯設備一式です。取得価格は906万8,400円、取得日は令和9年11月1日の予定であります。

3、取得財産は、TASKクラウド用サーバ及び関連機器一式です。取得価格は1,828万3,320円、取得日は令和3年2月1日であります。

4、取得財産は、情報系サーバ及び関連機器一式です。取得価格は2,329万5,600円、取得日は令和3年3月1日であります。

5、取得財産は、事務用パソコン160台です。取得価格は1,468万3,680円、取得日は令和3年3月1日であります。

6、取得財産は、情報系システム環境構築機器一式です。取得価格は3,395万5,200円、取得日は令和4年3月1日であります。

7、取得財産は、LGWANサーバ機器一式です。取得価格は825万5,520円、取得日は

令和6年3月26日であります。

8、取得財産は、基幹系システム端末及び関連機器一式です。取得価格は1,151万7,000円、取得日は令和6年11月1日であります。

9、取得財産は、基幹系サーバ及び関連機器一式です。取得価格は1,366万8,600円、取得日は令和8年2月1日の予定であります。

10、取得財産は、情報系サーバ及び関連機器一式です。取得価格は2,127万1,800円、取得日は令和8年3月1日の予定であります。

11、取得財産は、情報系ネットワーク用サーバ及び関連機器一式です。取得価格は4,977万7,200円、取得日は令和10年1月1日の予定であります。

12、取得財産は、小学校校務支援システム一式です。取得価格は722万4,540円、取得日は令和5年9月1日であります。

13、取得財産は、中学校校務支援システム一式です。取得価格は815万7,660円、取得日は令和5年9月1日であります。

14、取得財産は、小学校パソコン端末129台及び関連機器一式です。取得価格は5,089万2,600円、取得日は令和6年12月1日であります。

15、取得財産は、中学校パソコン端末102台及び関連機器一式です。取得価格は3,604万9,200円、取得日は令和6年12月1日であります。

16、取得財産は、小・中学校校務パソコン端末135台及び関連機器一式です。取得価格は2,782万5,600円、取得日は令和7年3月1日の予定であります。

以上、ご説明いたしました。今回の議案は、リース契約において、契約期間終了後に無償譲渡とする内容で契約している物件が財産の取得となることから、議会の議決を経ていなかったため追認するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 追認するかどうかというのは、執行部ではなくて議会だと思うんですね。ですから、今課長が使った言葉はおかしいなと私は思いますが、質問に入ります。

リース契約を結んだものはいずれ取得することがはっきりしているわけですから、なぜ議

会に付ける必要があると思っていなかったのだらうと思いますが、それはどうしてなのでしょう
ようか。

それから、2つ目。今日、報告することになったわけですがけれども、報告すべきと認識し
たきっかけは何だったのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

なぜ議会の議決を経なかったのかというご質問でございますけれども、昨年11月の下野新
聞において、県内の自治体において、財産の取得について議会の議決を経ずに契約をしてい
たことが報道されました。

これを受けまして、他の自治体でも同様の事例が発覚していることが判明しまして、当町
においても調査をしたところ、契約期間終了後に無償で物件の譲渡を受けた、また譲渡を受
けている物件がございました。なおかつ、議会の議決を経ずに契約を締結していたことが判
明したところでございます。

その契約を締結するに当たりまして、条例にある動産の買入れに当たると判断をいたし
ましたので、今回、財産の取得として追認をお願いしたところでございます。

2点目のご質問の認識をしたきっかけということで、併せて答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 他の自治体でも、そういう事例が出たということで、那珂川町でも実態
を調べて、追認するという事なんですが、要するに、リース契約の場合には、議会に諮る
必要がないという認識だったということなんですが、ここに16項目出ていますけれども、こ
れ以外のリース契約についても、報告する必要がないと思っていたのか。そうすると、物す
ごい件数になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

リース契約につきましては、契約内容、物件によって契約期間終了後に再リースをするか、
または引き取ってもらうか、または買い取るか、あるいは今回のように無償で引き取るなど
様々でございます。

これまで、議会の議決に付すべき財産につきましては、自動車だったり、バスであったり、

購入であった場合に備品として取り扱っている物件を財産として取得をしてきた経緯がございます。今回のリース契約につきましては、これまで財産の取得として認識はしてこなかったものでございます。

今回、リース契約において、財産の無償譲渡に当たるものについては、財産の取得にあたるということで判断をしたところでございまして、議会の議決をお願いしているものでございます。

なお、これ以外にもリース契約があるかということでございますけれども、文書の保存年限が5年でございますので、契約期間が終了する年度から5年を経過していない物件について、今回、追認をお願いするものでございます。

調査をした結果、700万円以上のリース契約が締結された物件というものは、27件ございました。その中で、契約期間終了後に無償で譲渡となる物件につきまして、16件あったわけでございまして、それらを今回追認するものでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 5年以上経過したものについては、載せていないということかと思えます。かなり前から、リース契約の場合には、財産の取得として報告はしてこなかったということだと思えます。

その間違いに気がついて、今回報告されたということですが、9月議会にも教師用教科書の取得について、報告がなかったということで、追認ということで提案がされました。

教科書の問題だけでも、他の自治体では責任を取ることがあったと聞いています。今回もたくさんの案件が出されていますが、これは認識が間違っていたということになるわけで、町としても責任を取るべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町として責任を取るべきではないかということでございますけれども、議会の議決を経ずに契約をしたことは、法令を遵守すべき行政として大変申し訳なく思っており、深くおわびを申し上げます。

今後、このようなことがないように、職員一丸となって、適正な事務執行に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） それでは、質問させていただきます。

1番目のLED防犯灯については、無償譲渡して、財産にするというのは理解できるわけでございますけれども、サーバなりパソコンについては、約10年くらい使われることとなります。

一般的にパソコンのリースは、5年から7年が目安ということになるかと思っておりますけれども、財産取得ですから、これを例えばパソコン160台の場合、保守契約はそのまま続けるんだろうと思っておりますけれども、数台ずつ壊れていった場合、町の方針としては、一度に160台のリースを組まれるのか、それとも故障したもの、あるいは故障の見込みのある数十台をリースしていくのかというのが1点。

それから、サーバは基幹のデータが入っていますから、当然、保守契約を結ぶだろうと思っておりますけれども、サーバは何年間使うつもりでおられるのか。バックアップは取られているかもしれませんけれども、サーバがダウンした場合は、町民にも大変な迷惑をかけることとなりますので、更新の考え方についてお伺いしたいと思っております。

以上です。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 質問にお答えをいたします。

まず、事務用パソコン160台ということで、追認をお願いしておりますけれども、この件につきましては、令和3年2月末でリース契約は終了しております。現状においては、160台のうち30台程度を稼働している状況でございます。それ以外の百数十台については、処分済みであります。

なお、事務用パソコンにつきましては、1回の契約で、50台前後でリースを組んで、更新をかけております。期間につきましては、一応5年としつつ、1年、2年程度、あとは状態がよければ、もう少し使うということで考えておまして、そういう考えのもとに、その後の端末につきましては、50台前後でリースを組んでいるところでございます。

続いて、サーバでありますけれども、やはりリースの期間については、5年ということで組んでおります。ただ、サーバにつきましては、議員おっしゃるとおり大変重要なものでありますので、保守をしつつ、リース後も活用しているような状況でございます。

ただ、何年使うかということにつきましては、保守業者と相談しながら、保守対象の部品であるとか製品がそろそろ厳しいということであれば、その時期を見計らって更新をかけて

いく形になっております。

なお、今回追認いたしました、サーバ類につきましても、リース期間が過ぎたものについては、既に更新済みのものもございますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） この議案を提案するときに、どうしてこういう事態になったのかということの説明は全くありませんでした。

私は、こういう事態に立ち至ったからには、どうしてこうなったのかということ、提案の時点できちんと表明すべきだというふうに思います。質問しなければ、なぜ起きたかということが分からずに通ってしまうと、そういうことになったと思います。

町でも法令に違反しているということは、今の時点で認識していると。全体を計算してみると、3億円なんですね。3億円分の税金を、議会にかけずに使ってきたということになるわけですから、金額の多い少ないではありませんけれども、これは重大な責任だと思います。

今後ないようにしたいと、当然のことです。こんなことをまた繰り返すようであれば、町は崩壊してしまうので、当然ですが、やはりけじめをつけるという意味で、以前にも国保の返還請求権放棄ということで責任を取られましたよね。町長と副町長が給料を減額ということになりましたけれども、やはり同じようにきちんと責任を明確な形で取るべきではないかと、それをやらないということでは、私は承服できないということで、反対いたします。

○議長（益子明美） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 3億は取得金額であって、実際は無償で提供されたと、無償ですから、そのまま財産として計上しなかったというミスでありまして、町民にも決してご迷惑をかけた話ではないと思っております。

しかし、川俣議員が言ったように、二度とあってはならないことだろうと思いますけれども、本件については、ここで賛成というふうにしたいと思います。ですから、先ほどの答弁にもありましたけれども、既に160台あった物が30台しか使われていないという現状もあるということから、賛成としたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに討論はありませんか。

討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 財産の取得について（追認）は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子明美） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第5、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、小学校校務用端末等整備事業に係る賃貸借契約に伴う財産の取得であります。取得財産は、ノートパソコン134台、サーバ5台、ネットワーク関連等一式であります。

契約の方法は、指名競争入札により実施いたしました。その結果、株式会社めぶきリースが6,291万6,000円で落札し、消費税を含み6,920万7,600円で、所有権移転付賃貸借契約を締結するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び、那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

参考資料の入札経過書をご覧ください。

物品名は、ノートパソコン134台、サーバ5台、ネットワーク関連等一式。

指名競争入札により7社を指名し、12月18日に入札を行いました。

開札結果は記載のとおりであり、最低入札者の株式会社めぶきリースを落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は6,738万6,000円であり、落札率は94.47%でした。

仮契約につきましては、12月27日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額6,291万6,000円、消費税相当額629万1,600円、計6,920万7,600円が契約書記載金額となります。

契約の相手方は、茨城県水戸市南町3-4-12、株式会社めぶきリース代表取締役、西野英文です。

予定履行期間は令和7年3月1日から令和12年2月28日であり、60か月のリース期間終了後、無償譲渡となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） まず、7社の入札で5社が辞退と、これは一体どういう理由で辞退されたのか、これが分かれば、ご説明をいただきたいと思います。

また、なぜ134台を追加しなければいけなかったのか、この2点についてお願いをしたいと思います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えをいたします。

5社が辞退した理由でございますけれども、応札しなかったもので、辞退の理由は存じ上

げてございません。

以上であります。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

2点目のご質問ですが、こちらは校務用パソコン端末、教職員用のパソコンになります。

こちらは、議案第2号の16番にございました小・中学校校務用パソコン135台及び関連機器一式、こちらの賃貸借期間が令和7年2月28日までとなりまして、今回の議案第3号は、教職員用パソコン更新になります。

以上であります。

○議長（益子明美） 8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 総務課長から、応札されなかったから理由が分からないと、これはそのとおりだろうと思いますけれども、7社を指名して2社しか入札しないと、これは異常だろうと思うんですね。半分は入札に応じていただけるというのが、本来の入札だろうと思います。

まして、前回はパソコンをやって、リース期間が切れて更新という今のお話、新規でということですが、これは調査すべきだろうと、何で応札しないのか、やはり5割以上は応札していただかないと、今後の入札がどうなっていくか分かりませんが、間違っただけとは言いませんけれども、入札に魅力がないのかどうかよく分かりませんが、ぜひその辺は、後づけでも調査をしていただきたいのと、せっかく指名して応札いただけないと、非常に残念な話だろうと、答弁は結構ですが、ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、今回はリースが切れて、新しく購入するという事で承知しました。

以上であります。

○議長（益子明美） 小川議員、答弁はよろしいですか。

○8番（小川正典） 答弁は結構です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はございませんか。

9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 1点だけ確認させてください。

今回、パソコンを134台、学校教職員ということですが、各校の配分についてお答えください。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校ごとの配分ということでございますが、現在予定の内訳といたしましては、馬頭小35台、馬頭東小16台、小川小25台、馬頭中29台、小川中24台、残りは教育委員会用となります。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で、本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和7年第1回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時43分